する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格 イ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合　次に掲げる価格のうちいずれか高い価格 (1)　当該複数の価格のうち最も高い価格 (2)　当該対象設備の調達価格 ［ロ　略］		
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例） **第三条**　［略］ ［2　略］ 3　第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和五年十二月三十一日限り、その効力を失う。 ［4　略］	**附　則** （移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例） **第三条**　［同上］ ［2　同上］ 3　第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。 ［4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年十二月二十七日から施行する。

○財務省令第五十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第六項第二号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月一日　　財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十の五第五項第八号中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改める。

附　則

この省令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十二号）の施行の日（令和五年十二月三十一日）から施行する。